

# 入試Q&A(よくある質問)

## 出願資格について

Q. 入学資格は大卒ということですが、修業年限が4年以上の専門学校卒業の場合、資格はありますか？ 学校教育法施行規則の第155条第1項第5号に該当するのではと思っています。  
※【学校教育法施行規則】につきましては本誌P16をご覧ください。

A. 専門学校卒業時に「高度専門士」の称号が付与されている場合、本学専攻科への受験資格があります。出願の際には、高度専門士であることが判る卒業証明書を提出していただく必要があります。  
[補足]  
「4年制課程の専門学校を卒業」＝「高度専門士の称号が付与される」と誤解されていることがあります。4年制であっても、文部科学省が認めていなければ高度専門士の課程でない場合があり、同じ学校で同じ4年制の課程でも、ある期間だけ「高度専門士」を付与され、他の期間は「専門士」のままという場合もあります。

Q. 「高度専門士」「専門士」のいずれに該当するかは、どのように確認をすれば良いですか？

A. 卒業された学校にご確認いただくのが確実です。  
詳しくは、文部科学省HPの関連ページもご参照ください。

Q. 大学院に入学・修了しているのですが、出願資格はありますか？

A. 出願資格があるとは限りません。大学院に入学・修了されていても「4年制大学を卒業した」＝「学士の称号を付与されている」、「文部科学大臣が指定した4年制課程の専門学校を卒業した」＝「高度専門士を付与されている」とは一概には言えないからです。  
「学士」や「高度専門士」でなくても、当該大学院の個別の出願資格審査により、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められ、試験に合格すれば大学院に入学できる場合もあります。

Q. 外国の大学を卒業していますが、出願資格はありますか？

A. 外国において、学校教育における16年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。))又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年)の課程を修了した方は、出願資格があります。その他、本誌P16の学校教育法施行規則を併せてご確認ください。

Q. 外国の大学を卒業した場合、すぐに出願をしても良いですか？

A. 出願資格の有無について確認をしますので、まずは事前に出身大学名等の情報をお知らせください。本出願をされる際には出身大学から取り寄せた「成績証明書」「卒業証明書」の原紙と当該内容を日本語に翻訳した文書を一緒にご提出ください。本学で内容を確認する時間が必要ですので、出願までの具体的なスケジュールも含めて、事前にご相談をいただけますよう、予め日程に余裕をもってご対応ください。